

## 鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

### 鳥取県知的障害者福祉協会

#### 1 障がい福祉に従事する職員の人材確保について

要望内容
サービス種別、職種を限らず福祉に関わる全ての職員に対する処遇改善の対策を検討していただきますようお願いします。
(説明) 福祉の現場では、直接処遇職員のみならず、看護師や相談支援専門員、事務職員等、複数のサービスや職種が連携して利用者の支援にあたっています。しかし、国の処遇改善加算制度においては対象となるサービスが限定され、職種間の配分ルールが決められています。職種間の支給配分は法人に委ねられてはいるものの、直接処遇職員へ重点的に配分することにより、職種間の格差が生じ、更には他職種に分配することによって直接処遇職員のベースアップは下がることにもなっています。チームでの支援のあり方に対する評価をし、誰一人取り残されることなく、福祉に携わるすべての職種がやりがいを持ち、安心して働く環境整備を図るべく、国に対し、処遇改善加算制度の拡充に向けた意見提出と働きかけ、県独自施策による補完的支援制度（加算の創設、相談支援等対象外のサービスへの処遇改善、研修・資格取得支援等）の検討等、現場の安定的な運営と支援の質向上のため検討いただきますようお願いします。
現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：障がい福祉課〕
障がい福祉分野における人材の安定的な確保に向けて、障害福祉サービス報酬における処遇改善が一層進められるよう、国に対して要望を行っているところです。 あわせて、自治体独自の処遇改善事業についても、他県の事例等を参考にしながら、研究を進めてまいります。